

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区分	質問	回答
1	短期入所生活介護	報酬	口腔機能強化加算	算定要件に、「(前略)その旨を文書等で取り決めていること」とあるが、委託契約書において「委託業務 歯科衛生士等に対する助言及び指導」と記載されていれば、当該要件を満たすと考えてよいか。	施設基準34の6イにおいて、「指定短期入所生活介護の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績があり歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。」とされていることから、当該体制が確保されていることが確認できる内容が記載されている必要があります。
2	認知症対応型共同生活介護	報酬	高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等感染対策向上加算の算定に当たり、連携する医療機関の要件とされる「感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等」はどのような要件が必要ですか。また、連携する医療期間と契約書又は覚書の作成が必要になると思われませんが、指定された様式はありますか。指定の様式がない場合、必ず乗せなければならない項目等がありますか。	高齢者施設等感染対策向上加算の算定要件については、施設基準58の7及び留意事項通知6 (22)及び(23)に具体的に記載があります。また、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」問123から問133も御確認ください。医療機関との契約等については、所定の様式はありませんが、当該加算の算定要件である体制が確保される内容としてください。
3	介護老人福祉施設	報酬	退所時栄養情報連携加算	退所時栄養情報連携加算について、改正後の報酬告示(令和6年厚生労働省告示第86号)には「イ及びロの注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない」との一文がありますが、留意事項通知(施設系)には上記「イ及びロの注8又は栄養マネジメント強化加算～」の一文がありません。前者のとおり算定できないという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。